



2025 年度版

生活保護 の しおり



このしおりは、

生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

わからないことやご相談のある方は、

お気軽に各区福祉保健センター生活支援課におたずねください。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性は

どなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。



横 浜 市

横浜市 生活保護

検索

生活保護制度とは

給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、生活保護法による制度です。生活保護の申請は国民の権利です。

第1章 生活保護の手続きのながれ

1 相 談	2
2 申 請	2
3 調 査・審 査	3
ご自宅への訪問／収入の取扱い／資産の取扱い／他の制度の利用／ 能力の活用／ご親族への照会／生活保護のしくみ(利用の可否)	
4 決 定	5

第2章 生活保護の利用が開始されたら

1 生活保護の種類	6
生活扶助／住宅扶助／教育扶助／医療扶助／ 介護扶助／出産扶助／生業扶助／葬祭扶助	
2 生活保護利用中の権利と義務	8
3 届出と申告	9
4 医療機関への受診など	11
5 指導や指示	12
6 現金は預かりません	12
7 減免制度	12
8 生活保護利用中の支援	13
9 ケースワーカーについて	14
10 民生委員の役割	14
11 その他	14
問い合わせ・相談先	15

生活保護の手続きのながれ

1 相談

お住まいの区の福祉保健センターにご相談ください。
お住まいがない方は、最寄りの区の福祉保健センターにご相談ください。

2 申請

生活保護の申請意思がある方は、申請書を提出してください。

3 調査 審査

申請を受けて、生活状況や収入・資産状況等を調査します。
調査の結果、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

4 決定

審査の結果、生活保護の利用の可否をお知らせします。
生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まります。

1 相談

生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護について知りたいなど、お悩みやお困りのことがあれば、ご相談ください。お電話でも可能です。家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他の利用できる制度について、ご案内します。お聞きした相談内容を、他の人へ話すようなことはありませんので、安心してお話しください。

2 申請

生活保護を利用するには、ご本人による申請が必要です。申請したいとの意思がある方はどなたでも、申請ができます。ご事情によりご本人が申請することができないときは、ご親族による申請も可能です。手続きや書類の書き方は、担当者がご案内します。申請をされた場合、収入や資産の状況、お住まいの状況等を確認できる書類について、ご提出いただきます。

お住まいがない方は、最寄りの区の福祉保健センターで申請できます。

なお、明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても、福祉保健センターが職権で保護を開始する場合があります。

3 調 査 ・ 審 査

あなたからの申請を受けて、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを審査するため、調査を行います。調査は申請時だけでなく、生活保護利用中にも必要に応じて行います。

ご自宅への訪問

お住まいの状況の確認や、あなたやご家族の生活状況等をお聞きするため、ご自宅へ訪問します。生活保護利用中も、担当ケースワーカーが定期的、また、必要に応じて臨時的に訪問します。

収入の取扱い

給与や、年金・手当等の公的な給付、ご親族からの仕送り等の種類を問わず、あらゆるもの（詳しくは9ページ）を世帯の収入としてみなし、生活費に充てていただきます。これを収入認定といいます。

ただし、必ずしも全額を収入認定するわけではなく、必要経費等についてあなたの手元に残したうえで、収入認定するものもあります。

資産の取扱い

あなたからの届出のほか、銀行や生命保険会社等へ調査を行います。

預貯金・生命保険（学資保険等含む）・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券等の世帯全体の資産のうち、世帯の自立に効果があると判断されるもの（実際に住んでいる一定額以下の土地家屋等）については、保有が認められます。ただし、保有が認められないものについては、売却して生活費に充てていただきます。

他の制度の利用

年金事務所等へ調査を行います。年金、手当、雇用保険等、生活保護以外の公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

資産や請求権などの資力があるものの、すぐに活用できない場合の取扱い

資力（預貯金・生命保険・土地家屋・交通事故の補償金・手当や年金の受給権・遺産相続等）があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん生活保護を開始（継続）します。ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した保護費（医療費・介護費を含む）をさかのぼって返還していただきます。このとき、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

能力の活用

働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をしていただきます。一緒にお仕事を探す支援をしていきます。

病気や障害により働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。

ご親族への照会

親、子ども、兄弟姉妹等のご親族から、仕送りや養育費を受けることができる場合は、生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。

なお、ご親族は可能な範囲で援助を行うものであり、ご親族がいるというだけで、生活保護が利用できないということはありません。

ご親族の状況や関わり等について、お聞かせください。それを踏まえて、ご親族に対して、援助の可能性について照会を行うかどうかを判断します。

なお、DVや虐待等の場合は、照会を行いません。

生活保護のしくみ(利用の可否)

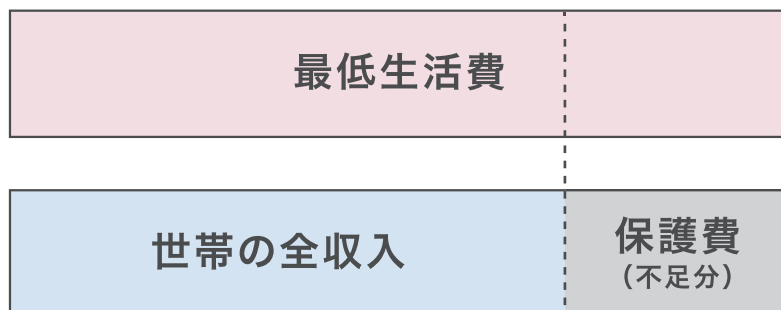
あなたから提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、給与や年金、手当、仕送り等の「世帯の全収入」とを比較して、不足する生活費等を補う制度です。また、原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。

したがって、生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や生活状況に合わせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。

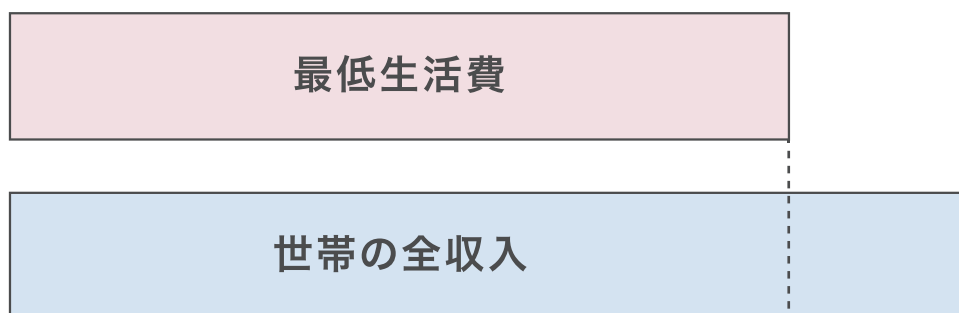
生活保護を利用できる場合(保護の開始)

世帯の全収入が最低生活費より少ない場合、生活保護を利用できます。
この場合、不足分のみ保護費を支給します。



生活保護を利用できない場合(申請却下)

世帯の全収入が最低生活費を超える場合、生活保護は利用できません。



4 決 定

審査の結果、生活保護を利用できる(開始)か、利用できない(却下)かをお知らせします。
原則として、申請があってから14日以内(調査に時間を要した場合等には最長で30日以内)に書面をお送りします。

決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、担当ケースワーカーにおたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、神奈川県知事に対して審査を求めることができます。

2 生活保護の利用が 開始されたら

1 生活保護の種類

生活保護の扶助は、次の8種類です。支給にはそれぞれ条件があります。

生活扶助

衣食、光熱費等の日常生活の費用

特別な需要がある方には、次のような加算があります

児童養育加算(高校生以下を養育する者)、

母子加算(ひとり親世帯等)、障害者加算(重度の障害者等)…など

原則、毎月4日頃に1か月分が支給されるため、計画的な消費に努めてください。

住宅扶助

家賃、地代等の住まいの費用(共益費・管理費は除く)

※ 家賃等を直接、家主等に支払う方法(代理納付)もあります。

教育扶助

義務教育を受けるための学用品、給食費等の費用

学校や地域が主体となって行っているクラブ活動の費用

医療扶助

病院や診療所での受診や薬局での薬の費用

治療材料や施術、移送の費用

介護扶助

介護サービスを利用する費用

住宅改修や福祉用具を購入する費用

医療費・介護費は原則として、病院や介護サービス事業者等に直接支払いをするので、現金支給されません。

医療機関への受診等については、11 ページをご覧ください。

収入額によって、一部自己負担金が生じる場合があります。

出産扶助 | 出産の費用

生業扶助 | 就職するために必要となる、技能の修得や資格の取得をするための費用 (介護職員初任者研修の費用等) 高等学校等に就学をするための費用

葬祭扶助 | 葬祭の費用

一時扶助

一時的に費用※が必要となったが、日々のやりくりでは賄えない場合、毎月の保護費に加えて、臨時に支給されることがあります。

事前の申請が原則で、見積書や領収書等の書類が必要となります。

※おむつ代、アパートの契約更新料、住まいを借りるために必要な敷金や運送代、家屋の修繕費、通院時の交通費、入学準備金（小中高）、クラブ活動費、高校へ通学するための定期代、エアコン購入費用
…など

就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

進学・就職準備給付金

生活保護利用世帯の子どもが大学や専門学校等へ進学した場合や、高校卒業後に就労により生活保護を必要としなくなった際に、新生活立ち上げのための費用として支給されます。

2 生活保護利用中の権利と義務

権 利 【保障されていること】

- ▶ 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を利用できなくなったりすることはありません。
- ▶ 保護費として受け取るお金や品物に、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ▶ 保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに担当ケースワーカーにおたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に、神奈川県知事に対して審査を求めることができます。

義 務 【守っていただくこと】

- ▶ 働くことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従って、治療に専念してください。
- ▶ 現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。
- ▶ 住宅費や給食費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使い、滞納しないでください。
- ▶ 収入・支出等の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、生活の維持向上に努めてください。
- ▶ 生活保護を利用する権利を他の人に譲り渡すことはできません。

3 届出と申告

保護費を正確に決定するためには、定期的な収入申告や、生活状況に変化がある(あった)場合に、すみやかに届出をしてもらう必要があります。なお、生活保護利用中の方は、「不正受給にならないためのハンドブック」もあわせてご確認ください。

あなたやご家族の毎月の収入について

収入申告

あらゆる収入について、すみやかに申告してください。
なお、収入がない場合も、定期的に申告が必要です。

- 給与、ボーナス、一時金

- 年金や各種手当、雇用保険

- 仕送り、養育費、遺産相続

- 不動産等の資産の売却収入

- その他の臨時的収入(入院給付金、生命保険等の解約返戻金、慰謝料、補償金、示談金、過払金、宝くじ、各種給付金等)

※借入金(知人・親族からの借金、カードローン、キャッシング等)や、現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント(商品を購入した際に付くポイント等を除く)、動画配信等で得た収入、クラウドファンディング収入、フリマアプリの収入、広告収入、インターネットオークションの売上金も、収入とみなします。
※正しく申告すれば、控除や収入認定しない取扱いができるものもあります。

あなたやご家族の生活状況が変わる(変わった)とき

異動届

- 仕事を始める、辞める、勤務条件が変わる
 - 新たに病院にかかる、受診しなくなる、入院、退院
 - 住所や家賃が変わる(転居については必ず事前にご相談ください)
 - 出生、死亡、妊娠、転入、転出等により、世帯の人数が変わる
 - 入学、休学、退学、卒業、転校 ●交通事故や災害にあった
 - 出国(海外渡航)、帰国 ●帰省等で長期間留守にする
 - 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳や障害年金を新たに取得、喪失、更新(等級が変更)
 - 健康保険(社会保険)に加入、喪失、内容変更
 - 自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得、喪失、更新
 - 生活保護から自立する見通しがついた
- ・・・など

あなたやご家族の資産の状況について

資産申告

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年1回の申告が必要です。

新たに口座の開設や生命保険に加入したり、資産(預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・貴金属・有価証券等)を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった場合は、すみやかに申告してください。

⚠ 届出をしなかったり、事実と異なる届出をしたとき

あなたやご家族が、必要な届出をしなかったり、収入を偽ったり、事実と異なる申請や届出をして不正に生活保護を利用した場合は、保護費を返還してもらうほか、生活保護法や刑法の規定により処罰されることがあります。

▶ あなたからの収入申告額が正確かどうか調査を行います

福祉保健センターでは、あなたやご家族が提出した収入申告書の内容と課税台帳※に記載された収入額が一致しているか、毎年調査をしています。一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがあります。生活保護の廃止後も生活保護を受けていた期間の調査を行います。

※課税台帳:給与や年金等の収入の情報が記載されている台帳(給与等の支払主は、源泉徴収票と同じ情報を自治体に報告)

4 医療機関への受診など

病院や診療所へかかるとき、薬局でお薬を受け取るとき

生活保護法で指定されている病院や診療所を受診^{※1}してください。受診先については、あなたの希望をお聞きしたうえで、担当ケースワーカーがご案内^{※2}します。受診する前に、福祉保健センターで「診療依頼書」、または「医療要否意見書」、もしくは「医療券」^{※3}をお渡しします。病院や診療所で処方箋をもらったら、薬局でお薬を受け取ってください。

※1 原則として、できるだけ近隣の病院や診療所を受診してください。

指定医療機関については、横浜市ホームページ上にて公開しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/iryohujo.html>

※2 原則として、同一の疾病については、一つの病院や診療所をご案内します。

※3 マイナンバーを用いた資格確認の場合は、紙の医療券の発行を省略することがあります。

- ▶ 会社等の健康保険証や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、あわせて提示して受診してください。
- ▶ 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用してください。
- ▶ 休日や夜間に、急な病気で病院や診療所にかかるときは、「休日・夜間等診療依頼証」を持参して受診してください。次の開庁日にすみやかに担当ケースワーカーへ連絡してください。

※生活保護が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・ひとり親家庭等の福祉医療証・小児医療証・重度障害者医療証は使用できませんので、返還してください。

治療材料の給付

医師が、治療の一環として、メガネ、コルセット、歩行補助杖等が必要と判断した場合、耐用年数等の条件を満たせば、給付できます。

施術の給付

柔道整復（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ、はり・きゅうについては、給付に条件があります。事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

介護サービスの利用

介護サービスを利用するときは、まず要介護（支援）認定を受ける等の手続きが必要です。

5 指導や指示

あなたが、「守っていただくこと(8ページ)」や「届出と申告について(9～10ページ)」について守ることができず、あなたの最低生活の保障や自立のために必要と判断したときは、指導や指示を行うことがあります。

指導や指示に従わないときは、必要に応じて、保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。

6 現金は預かりません

福祉保健センターの職員は、あなたの現金や通帳をお預かりしません。

ただし、生活保護を利用している方から金銭の管理を依頼される場合で、福祉保健センターとして預かることが適当と判断した場合には、例外的にお預かりします。この場合も、福祉保健センターの中で預かりますので、外でお預かりすることはできません。

現金の取扱いについて不明な点があれば、係長等におたずねください。

7 減免制度

生活保護を利用している間は、届出により、次の料金の減免等を受けることができます場合があります。担当ケースワーカーにご相談ください。

- 国民年金保険料の免除
- NHK放送受信料の免除
- JR通勤定期の割引
- ひとり親世帯(母子加算認定者)の水道基本料金の免除
- 粗大ごみ処理手数料の免除(4/1から3/31の間、1世帯につき4点まで)
- 横浜市中学校給食(デリバリー型)
- 県立高等学校の入学検定料・入学料の減免
- 市立高等学校の入学選考手数料(受検料)・入学金の減免
- 高齢者インフルエンザ予防接種費用の免除

8 生活保護利用中の支援

生活保護の利用中は、定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、あなたやご家族の状況や希望に沿った支援の方針を立てたうえで、支援していきます。

生活をするうえで困ったことや分からないことがあるときには、遠慮なく担当ケースワーカーへご相談ください。お仕事のことや進学のことなど、今後のことを一緒に考えていく専門の職員もいます。相談内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

区生活支援課で行っている支援について

就労支援

担当ケースワーカーや就労支援専門員、ジョブスポット※が、一緒にお仕事を探す支援を行っています。また、すぐにお仕事をするのが難しい方については、まずは、仕事をするにあたって必要な、職場でのコミュニケーションスキルや生活習慣などを身に付けるための支援を行っています。

※各区役所に設置されているハローワーク

教育支援及び寄り添い型学習支援

高校進学を考えている中学生がいる世帯を対象に、担当ケースワーカーと教育支援専門員が、進学に向けての手続きや、各種減免制度などの情報提供を行っています。また、寄り添い型学習支援では、ひとりひとりに合わせた学習支援を行うなど、進学に向けた支援を行っています。

家計改善支援

将来の自立した生活に向けて、進学のためのお金をためたり、収入と支出のバランスを自身で見直し、生活費をやりくりすることができるよう、担当ケースワーカーと家計改善支援員が支援を行っています。

健康支援

糖尿病などの生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、治療を受けていない40～64歳の方を対象に、横浜市健康診査（健康診断）の受診のご案内を行っています。また、生活習慣病の治療を受けている方についても、担当ケースワーカーと健康相談専門員、保健師、栄養士がご家庭での食事の内容や、運動の様子をお聞きし、悪化を防ぐためのアドバイスをするなどの支援を行っています。

9 ケースワーカーについて

- 生活保護の利用中は、担当ケースワーカーがあなたからの相談を受けたり、届出や申請を受けたりするなどして、あなたの世帯を支援していきます。
- 定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、あなたやご家族の状況に沿った支援の方針を立てて支援していきます。
- あなたからの届出や申請等を受け、生活保護費の算定等を行います。
- アパートの保証人や入院時の身元引受人等にはなることはできません。

10 民生委員の役割

民生委員は、それぞれの地域で生活に困っている方の相談に乗ってくれます。相談内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

担当ケースワーカーが必要と判断した場合、民生委員に家庭訪問等を依頼することがあります。

11 その他

- 生活保護費は、預貯金の口座がない場合や福祉保健センターが窓口で支払う必要性を認めた場合を除き、原則、毎月4日頃に世帯主名義の口座に振り込みます。
- 生活保護法は、日本国民を対象としています。ただし、在留資格等の要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。
- 暴力団員であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合、保護の要件を満たさないため、生活保護の利用は認められません。申告せずに生活保護を利用した場合は、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。
- 令和6年度5月以降、生活保護を利用している方の受診時の資格確認について、他の健康保険と同様に、原則としてマイナンバーカードを用いた方法となります。
- マイナンバーカードの取得にご協力ください。すでにお持ちの方は、マイナポータル等で「健康保険証利用」の初回登録をお願いします。

問い合わせ・相談先

各区福祉保健センター生活支援課(区役所)

区	所在地	電話(045)
鶴見区	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1782
神奈川区	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7103
西区	〒220-0051 西区中央1-5-10	320-8407
中区	〒231-0021 中区日本大通35	224-8248
南区	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1203
港南区	〒233-0003 港南区港南4-2-10	847-8404
保土ケ谷区	〒240-0001 保土ケ谷区川辺町2-9	334-6314
旭区	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6069
磯子区	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2405
金沢区	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	788-7814
港北区	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2329
緑区	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2318
青葉区	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2446
都筑区	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2311
戸塚区	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8431
栄区	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8400
泉区	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2305
瀬谷区	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5705

窓口は、月～金(祝日・年末年始除く) 午前8時45分から午後5時まで

(保護利用中の方は、担当ケースワーカーが家庭訪問等で不在の場合もありますので、日時をお約束のうえでおこしください。)

あなたの担当ケースワーカーは、_____です。

電 話 045 — _____



横浜市 生活保護

検索